

事務連絡
令和6年11月1日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

妥結率等に係る報告書の見直しについて

令和6年3月の医療用医薬品の流通改善ガイドラインの改訂を踏まえて、令和6年度診療報酬改定において、医薬品取引状況に係る報告の見直しが行われ、「妥結率等に係る報告書」に、新たに「医療用医薬品の取引状況」、「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目が追加されました。

これについて、別添の事務連絡のとおり、一般社団法人医薬品卸売業連合会に対して、医薬品卸売販売業者（以下、「卸売業者」という。）が、医療機関及び薬局（以下、「医療機関等」という。）との取引状況等を確認し、その結果を「妥結率等の報告における参考資料」（以下、「参考資料」という。）として、医療機関等に提供することを依頼いたしましたので、その旨をお知らせいたします。

医療機関等におかれては、卸売業者から参考資料として提出されますので、妥結率等報告を回答するにあたり、必要に応じて参考として活用していただきますようお願いいたします。

なお、卸売業者が参考資料を作成して医療機関等に提供するには、一定の準備期間が必要になるため、令和7年度の妥結率等の報告から実施することいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員に対して周知を図られるようお願いいたします。